

平成 26 年 6 月 27 日



## 「平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定しました

～過去最高の契約目標率 56.7%を設定～

本日、官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、「平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定しました。

### 概要

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、官公需法)」に基づき、毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標や、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定める「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定め、閣議決定しております。

今年度の方針では、より一層中小企業への配慮を推し進める観点から、中小企業・小規模事業者向け契約目標額を 4 兆 3,744 億円(昨年度比 1,842 億円増)、同契約目標率を、過去最高の 56.7%(昨年度比 0.1%増)としました。

※官公需法制定時(昭和 41 年度)の実績比率 26.8%と比較して約 2.1 倍上昇、目標比率 25.9%と比較して約 2.2 倍上昇。

なお、平成 25 年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績額は、平成 25 年度の補正予算関連事業において中小企業・小規模事業者への受注が積極的に図られたこともあり、4 兆 2,779 億円(昨年度比 4,712 億円増)となりました。

また、今年度の方針において、今年度から新たに以下の措置を講じます。

- ・創業 10 年以内の中小企業・小規模事業者の参入への配慮措置。
- ・商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、小規模事業者の課題解決に沿った的確な官公需情報の提供。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 取引課長 桜町

統括官公需対策官 最上、官公需担当 黒澤

電話:03-3501-1511(内線 5291～5297)

03-3501-1669(直通)

# 官公需法に基づく「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」について

平成26年6月  
中小企業庁

## 1. 中小企業・小規模事業者向けの契約実績及び目標

「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」における平成25年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績額比率は、53.7%（対前年度比0.2%増）、平成26年度の同契約目標額比率は、56.7%（対前年度比0.1%増）。実績額比率及び目標額比率ともに、過去最高。（官公需法制定時(昭和41年度)の実績比率26.8%と比較して約2.1倍上昇、目標比率25.9%と比較して約2.2倍上昇。）

	平成25年度実績	平成26年度目標
官公需総額	7兆9,615億円	7兆7,204億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆2,779億円	4兆3,744億円
中小企業・小規模事業者向け契約金率	53.7% (+0.2%)	56.7% (+0.1%)

## 2 平成26年度に新たに講ずる主な措置

### (1) 創業10年以内の中小企業・小規模事業者の参入への配慮措置

➤ 現行の少額随意契約の範囲内（商品の購入160万円以内）で、創業10年以内の中小企業・小規模事業者から新商品・新サービスの調達に努めることなどにより、受注機会の増大を図る。

### (2) 小規模事業者の振興

- 小規模事業者が必要とする官公需情報を新着情報の形で、より迅速的確に入手できるようにするため、新官公需情報ポータルサイトシステムの開発を行う。
- 小規模振興基本法制定及び小規模支援法改正法を踏まえ、商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、小規模事業者の経営課題解決に沿った的確な官公需情報の提供を図る。

### (3) 消費税の適正な転嫁及びダンピング対策の強化

- 消費税率の引き上げを踏まえ、消費税率引き上げ分の予定価格への反映、消費税率引き上げ前に契約をした年度を跨ぐ役務契約に対して適正な対応を行うなど、特措法などの関係法令を遵守する。
- ダンピング対策の強化として、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書の提出を求める。